

第16章 日本学生支援機構奨学金に関わる経済的効果の推計 —平成 20 年度データによる大学生に関する効果について—

本資料では、島（2007）で明らかにした日本学生支援機構奨学金に関わる経済的効果の推計方法に基づき、平成 20 年度データを用いた推計の更新を行う。

以下の推計は、3つのプロセスから成り立つ。

- ①平成 20 年度に奨学生に採用された大学生のうち、日本学生支援機構による奨学金貸与事業によって進学が可能となった学生数の推計（1 節「日本学生支援機構奨学金に関わる進学機会確保者数の推計」）。
- ②それらの奨学生が大学卒業後に獲得する経済的便益の推計（2 節「性別にみた大学進学 of 経済的効果の推計」）。
- ③両者の掛けあわせ（3 節「日本学生支援機構奨学金に関わる経済的効果の推計—大学生—」）

なお推計方法の詳細については、上記文献を参照のこと（ただし本分析では推計方法を一部改良している）。

1. 日本学生支援機構奨学金に関わる進学機会確保者数の推計

日本学生支援機構の奨学金貸与事業により進学機会が確保された大学生数を推計するに当たり 2 種類のデータ（奨学生採用数：日本学生支援機構提供データ（平成 20 年）・家庭給付と修学状況：『学生生活調査』（平成 18 年：18 年が最新データであるため））を使用する。また推計は、以下の 3 つの仮定に基づいて推計する。

仮定Ⅰ：平成 20 年度において奨学生として新規に採用された大学生すべてが、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

仮定Ⅱ：仮定Ⅰの奨学生のうち、『学生生活調査』における「家庭からの給付と修学の関係」に関する質問に対する回答（①「家庭からの給付のみで修学可能」②「家庭からの給付のみでは修学不自由」③「家庭からの給付のみでは修学継続困難」④「家庭からの給付なし」）のうち、「家庭からの給付のみでは修学不自由」・「家庭からの給付のみでは修学継続困難」・「家庭からの給付なし」と回答したものの比率に相当する人数が、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

仮定Ⅲ：仮定Ⅰの奨学生のうち、『学生生活調査』における「家庭からの給付のみでは修学継続困難」・「家庭からの給付なし」と回答したものの比率に相当する人数が、当該奨学金によって進学機会が確保されたものとする。

仮定Ⅰに基づく進学機会確保者数	国立		公立		私立		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
第一種奨学生	10,111	6,343	1,804	2,578	21,364	19,440	261,897
第二種奨学生	22,633	12,152	4,794	5,211	92,328	63,139	
仮定Ⅱに基づく進学機会確保者数	国立		公立		私立		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
不自由・困難・給付なし比率	85%	88%	88%	89%	86%	88%	227,663
第一種奨学生	8,588	5,611	1,592	2,300	18,464	17,058	
第二種奨学生	19,224	10,749	4,231	4,648	79,795	55,404	
仮定Ⅲに基づく進学機会確保者数	国立		公立		私立		合計
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
困難・給付なし比率	41%	46%	43%	47%	46%	42%	115,534
第一種奨学生	4,099	2,930	779	1,219	9,817	8,225	
第二種奨学生	9,177	5,613	2,070	2,465	42,427	26,713	

(小数点以下を四捨五入して表記しているため合計数値とずれが生じるケースがある)

以上の表から明らかなように、日本学生支援機構の奨学金事業により進学可能となった大学生数は、仮定Ⅰ：26万1897人、仮定Ⅱ：22万7663人、仮定Ⅲ：11万5534人と推測される。

2. 性別にみた大学進学のための経済的効果の推計

日本学生支援機構の奨学生が大学卒業後に獲得する経済的便益（高卒者との生涯賃金の差額）の推計に関しては、まず以下の2種類のデータ（賃金データ：厚生労働省統計情報部『賃金構造基本統計調査』（平成20年）・所得税データ：総務省統計局『家計調査年報』（平成20年））により、性別ごとに賃金関数（税引前・税引後）を算出する。そのうえで、大学卒業後の23歳から65歳における大卒者と高卒者の生涯賃金の格差を、大学進学することによる経済的便益であるとした。社会的便益は大卒—高卒者の税引前賃金の差額を求めたもの、私的便益は大卒—高卒者の税引後賃金の差額を求めたもの、公的便益は前二者の差額を求めたもの（大卒者が高卒者にくらべて生涯にわたってどの程度多くの所得税を支払うか）を求めたもの。

奨学生1人当たりの社会的便益(私的便益+公的便益)は男子8455万円・女子1億435万円、私的便益は男子7779万円・女子9954万円、公的便益は男子676万円・女子482万円となる。

	男子	女子
社会的便益	84,549	104,352
私的便益	77,791	99,536
公的便益	6,758	4,816

(単位：千円)

3. 日本学生支援機構奨学金に関わる経済的効果の推計—大学生—

1節・2節の結果を掛け合わせるにより、日本学生支援機構の奨学金により進学が可能となった奨学生が将来的に生み出す経済的効果について取りまとめた。

社会的効果				
	国立	公立	私立	合計
仮定Ⅰ	4,698,455,211	1,370,651,168	18,229,805,646	24,298,912,025
仮定Ⅱ	4,058,548,297	1,217,347,544	15,869,314,126	21,145,209,967
仮定Ⅲ	2,013,921,196	625,340,644	8,062,984,596	10,702,246,436
私的効果				
	国立	公立	私立	合計
仮定Ⅰ	4,388,117,991	1,288,554,751	17,063,843,625	22,740,516,367
仮定Ⅱ	3,791,828,300	1,144,538,470	14,856,358,065	19,792,724,834
仮定Ⅲ	1,883,067,940	588,345,371	7,541,689,261	10,013,102,571
公的効果				
	国立	公立	私立	合計
仮定Ⅰ	310,337,220	82,096,417	1,165,962,021	1,558,395,658
仮定Ⅱ	266,719,997	72,809,075	1,012,956,061	1,352,485,133
仮定Ⅲ	130,853,257	36,995,273	521,295,335	689,143,865

(単位：千円)

(小数点以下を四捨五入して表記しているため合計数値とずれが生じるケースがある)

結論からすると、社会全体に対する効果（社会的効果）としては、仮定Ⅰ：約 24.3 兆円、仮定Ⅱ：約 21.1 兆円、仮定Ⅲ：約 10.7 兆円、個人全体に対する効果（私的効果）としては、仮定Ⅰ：約 22.7 兆円、仮定Ⅱ：約 19.8 兆円、仮定Ⅲ：約 10.0 兆円、政府全体に対する効果（公的効果）としては、仮定Ⅰ：約 1.6 兆円、仮定Ⅱ：約 1.4 兆円、仮定Ⅲ：約 6891 億円となること
が明らかになった。

4. 留意点

以上の推計結果に関わる留意点として、以下の 3 点を挙げておく。①上記の経済的効果は日本学生支援機構に帰属するものではない。あくまで日本学生支援機構奨学金“に関わる”経済的効果である。②上記の推計は、現在の大卒・高卒の賃金構造が将来にわたって不変であるとの仮定のもとに推計されたものである。③上記の推計は、日本学生支援機構の奨学金を受けることによって大学進学可能となったものが、100%大学卒業後就職すると仮定したものである。

<参考文献>

島一則 (2007) 「日本学生支援機構の奨学金に関わる大学教育投資の経済的効果とコスト—ベネフィット分析—
析—大学生を対象とした貸与事業に注目した推計—」 国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』, 第 4 号, pp.75-96

終章 調査のまとめと政策的インプリケーション

ここでは、これまで見てきた各国の学生支援制度を日本の学生支援制度と対比することにより、日本の学生支援制度のあり方に関するインプリケーションを提示する。

1. 給付奨学金と政府保証ローン

各国の学生支援制度の第一の特徴は、授業料免除、給付奨学金、学資ローン、教育減税など、様々な学生支援制度があり、多様性があることである。また、学生支援の主体も中央政府・地方政府・民間団体・高等教育機関など多様である。これに対して、日本の場合にも、日本学生支援機構奨学金だけでなく、授業料免除や、大学独自奨学金、国の教育ローンなど多様な奨学金や扶養者特定控除などの教育減税制度があるものの、各国に比較すると多様性の程度は高くない。

しかし、各国の学生支援で日本と最も異なるのは、多くの給付奨学金があることである。わが国では、授業料減免を除いて、学士課程段階で給付奨学金はない。また、返還免除もない。こうした点は、各国とも、特定の職業たとえば、公共性の高い定収入の職業に一定期間従事した場合に、返還免除制度を持っており、わが国でも給付奨学金や返還免除の導入を検討すべきであろう。

また、日本と大きく異なるのは、アメリカや中国における政府保証民間金融機関ローンの存在である。アメリカでは当初政府系組織であったサリーメイは民営化されている。アメリカの政府保証ローンは巨大なローン産業に発展し、補助金も多く支出されている。このため、オバマ政権は、この政府保証を廃止しようとしている。この点について、どのように推移していくか、現時点では、予断を許さないが、わが国における学生支援制度のあり方を考える上で、こうした各国の動向は引き続き注視していく必要がある。この点については、後に論じる。

2. 回収スキーム

教育ローンの回収スキームで、日本と大きな相違は、アメリカやイギリスでは、社会保証番号制度があり、これによって奨学生の追跡が容易にできる点である。これは、こうしたシステムがない日本や中国と大きく異なる点である。日本学生支援機構では、奨学生の追跡のため、新たに住民票の提出を義務づけている。しかし、実際の住所と住民票登録住所が異なる場合、住民票登録住所を変更して5カ年以上経過すると変更前の住民票登録の市役所等から追跡するのはきわめて困難であるという問題がある。

こうしたいわば追跡のためのインフラなしに、これまで国際的にみて高い回収率を保持してきたことは日本の学生支援制度の特質である。しかし、日本学生支援機構奨学金が大幅に拡大する中

で、未返済率は少しずつではあるが上昇している。このため、将来の未返済の増加に対して、長期的には、アメリカやイギリスなどの諸外国のシステムを参考にした追跡システムのあり方を検討する必要がある。

また、アメリカでは、未返済者に対して、クレジット会社に信用不良を通告することが強力な未返済へのペナルティになっている。この点に関して、わが国では、まだごく一部で導入が開始されたに過ぎず、引き続き導入を図る必要がある。ただ、ペナルティを強化するだけでは、低収入者から返済は事実上不可能であり、回収問題の本質的な解決にならないため、返還免除や債務帳消しあるいは所得連動型ローンといった制度の導入についても、あわせて検討すべきであろう。これについては、次に論じる。なお、機関保証に関しては、まだ発足して間もないため、今後の推移を見守る必要がある。

3. 所得連動型ローンの導入

これまで見てきたように、イギリスのローンはすべて所得連動型であり、アメリカでも所得連動型ローンについて、一部の連邦ローンに限られているが、積極的な導入が図られている。わが国でも、英米だけでなくオーストラリアやスウェーデンなどでも導入されている所得連動型ローンの導入について、早急に検討をする必要がある。所得連動型ローンは、これまで述べてきたような回収問題の多くをクリアーできる方法であるといわれている。所得によって返済額や返済猶予が決定されるため、「返せない」と「返したくない」の区別が明確につけられる。また、源泉徴収にすれば、未返済の割合は著しく減少する。また、一定年度後に残りの債務を帳消しにする制度設計をすれば、とりわけ低所得層が、ローン負担を恐れて、ローン回避するという問題に対する解決になるだけでなく、債務を償却することにより債務が累積するという問題も解消できる。

もちろん、所得連動型ローンの導入に際しては、解決すべき課題も多い。最大の課題は、所得の把握であり、これには納税者番号制度が前提になる。これについては現在導入について議論がなされているが、同時に導入が議論されている歳入庁の設置と合わせて、奨学金の回収も実施するような制度を設計することが望ましいと考えられる。それでも、自営業者の所得の把握や、返済の基準となる所得額について、個人を単位とするのか、家計を単位とするのかなど、様々な技術的な課題がある。また、高所得が望めない公共性の高い職業に一定期間従事すれば、減免する制度なども合わせて議論する必要がある。

いずれにせよ、現在のように債務が累積するような制度では、いかに強化しようとも日本学生支援機構による回収努力だけでは限界があり、長期的な視点から制度設計の根本的な見直しが必

要であろう。

4. 大学院生に対する経済的支援

アメリカの大学院レベルの学生支援は、専門職大学院など、卒業後に高所得が見込まれる場合には、高学費で、多くの場合ローンで学費に充てている。しかし、卒業後も所得が高くない基礎研究などの場合には、研究費から充当するなど多くの学生への支援制度がある。これに対して、わが国では、こうした大学院による相違はなく、大学院生に対する奨学金について、優秀者に対する一部返還免除のみとなっている。しかも返還免除になるかどうかは、大学院修了後でなければわからない。このため、大学院進学を決定する際には、経済的負担の問題について、明確な見通しを持つことができず、このことが大学院進学の阻害要因になっていると考えられる。こうした点についても、早急に対策を考える必要があろう。

5. 利子率と手数料

イギリスのローンは、実質無利子（インフレーション分のみスライド制）である。アメリカの連邦政府の無利子ローンは、一部のローンに限られ、しかも在学中のみである。無利子であるのは、政府による利子補給がなされているためであるが、英米とも、利子補給について廃止の主張がある。さらに、アメリカの連邦ローンでは手数料が徴収される。これに対して、日本学生支援機構奨学金では手数料を徴収していない。また、第1種奨学金はまったく無利子であることが大きな特徴となっている。さらに、第2種奨学金の一部で変動金利制が導入されているが、現在のところ市場利子率が低いいため、利子は大きな問題となっていない。しかし、将来市場利子率が上昇すれば、キャップ3パーセントを超えるケースもありうる。こうした点について、どのような制度設計をすべきか、将来を見通した検討がなされる必要があろう。

6. 情報ギャップと金融教育

日本の学生支援制度も各国の学生支援制度も、単一のものではなく、公的學生支援制度だけでも多様性を持っている。こうした点は、学生や家計からみると、選択の困難さという問題をもっているけれども、条件や選好に応じた選択ができるという利点があり、これを保持するべきであろう。学生支援制度に多様性を持たせることは、単一の財源に依存する場合に比べて学生支援の規模を大きくすることにもつながる。

多様になるにつれ、選択が複雑かつ困難になるという点については、各国とも情報ギャップの問題として、その是正が政策課題となっている。わが国では、この問題について、現状の把握がなされていないが、これらの国々に比べると情報ギャップの問題は大きくないと見られる。しかし、まったくないとは言い切れず、学生や家計あるいは高校や大学などの関係者に対して、十分な情報の提供が不可欠であり、この点で、今後いっそうの努力が望まれよう。

現在、わが国では、在学中の奨学生の異動等にもなう事務手続きの窓口も全て各大学が担っている。この点、オンラインで学生が直接、申込を行うアメリカとはまったく異なっている。この点についても、アメリカやイギリスのような統一的なデータベースの運用が望まれる。さらに、アメリカで導入されているような広い意味での金融教育について、わが国でも導入を検討する必要があるだろう。

7. 大学と政府、大学と日本学生支援機構の関連、役割分担の検討

先にデータベースに関連して述べたように、日本とアメリカでは、学生支援について、大学と政府あるいは関連機関の役割分担が大きく異なっている。日本のように奨学生の選考等にある程度の裁量権を持つことには、大学にとって学生募集の面などにおいて一定のメリットがあるだろう。日本学生支援機構にとっても大量の奨学生に対する事務手続きを大学に委託することは、現行の体制においては無理からぬことである。また、奨学制度が単なる教育費負担のためのローンとしてではなく、教育制度の枠組みの中で運用されるべきであるとするならば、学生に日常的に接している大学が、教育的な配慮のもとに運用することの方が望ましいのは当然であろう。この点では、中国の大学は、学生の生活を見守り、必要な学生支援を行うという体制が作られているようである。また、ローンの回収に関しても、大学は積極的に関与することになっている。

学生支援制度の運用における大学の役割のうち、日本とアメリカで大きく異なっている点として、アメリカでは奨学金のうち授業料相当分については、直接、大学に交付されることがあげられる。日本学生支援機構の奨学金では、奨学生個人に対して支給されている。大学に対して奨学金を一括して交付することにより、事務処理上の効率が改善されるのかどうかは不明であるが、少なくとも形式的には奨学金が授業料に充当されていることは明らかであるので、社会に対するアカウンタビリティの面では透明性が高い方法であるといえる。

現在では、オンラインによる教育機関を通じない申込等も技術的には可能である。なにより日本学生支援機構の独立行政法人化により、学生支援制度についても「事業性」が要請されるようになった。もちろんこのことは法人化された国公立大学にも当てはまるし、18歳人口の減少期にあって経営難がいわれる私立大学も同様である。こうした点を考えると、大学が奨学金事業に関して、どのように関与していくか、一考の余地はあろう。

8. 政府保証民間金融機関ローンの導入の是非の検討

アメリカや中国で導入されているような政府保証ローンが日本で必要かという点について検討したい。政府保証ローンはローンが普及しない段階、あるいは政府の財政支出を拡大できない状況で、基金を増やし、レバレッジ効果（証券化による市場での資金調達）によって、ローンの増大を意図したものである。財政投融资という原資を持って発足したわが国の第二種奨学金とは事情がまったく異なり、こうした政府保証ローンが必要かどうか、疑わしい。政府保証ローンの導入に関しては、こうした点を慎重に検討する必要があるだろう。

高等教育費の私的負担をローンによって賄うことは、結果的に費用の負担者を親（世代）から本人（子世代）に移行することになる。もちろん、本人がローンを返済することが前提ではあるが。そもそもわが国では、教育費は親が負担するという規範が強い。ところが少子高齢化が著しく進行すれば、親世代自らの老後の支出増大への不安を考えたとき子の教育費の負担が重くのしかかってくる。とりわけ学士課程段階で給付奨学金はないため、とりわけ低所得層にとって負担は大きい。少子高齢化の趨勢が今後も大きく変わるとは考えられず、年金等の社会保障システムに対する信頼が揺らいでいることから、遠からず世代間での教育費負担の問題に直面することになるであろう。こうした問題は、すでに奨学金の貸与を受けている低所得者層だけにとどまらず、現在は何とか費用を負担できている所得階層にまで及んでくる可能性もある。また、本人が教育費を負担することになれば、学習により熱心に取り組むようになるであろうということも、以前から言われていることである。

もちろん、現状で教育費の負担を親世代から子世代へ移行するとなれば、現在の子世代（移行期の世代）にとっては過度な負担となることは明らかである。したがって早急にこうした動きが生じるとは考えにくい、いずれどこかの時点で真剣に検討することは避けられないように思われる。その際、過度な負担がかかる層に対する緩衝策・セーフティーネットとして政府に期待される役割は小さくない。以上のように、政府保証ローンの導入をめぐる議論は、ローンの運用方法に関する技術的な問題をこえて、重要な社会政策上の論点に関わっている。

奨学金システムの民営化についても、各国とも一部の業務についてアウト・ソーシングしているけれども、アメリカの政府保証ローンのように、システム全体の民営化には問題点が多く、完全民営化している国はないことも考慮する必要があるだろう。

9. 教育費の負担問題と学生支援のあり方

ただし、単に学生支援制度が多様化すれば良いというものではない。学生支援の問題は、すでにみたように「高等教育の費用は誰が負担すべきなのか」ということに繋がっている。さらに、この問題は、「高等教育の受益は誰なのか」という問題にも繋がっている。家計あるいは学生の選択に依存した仕組みを強化することは、同時に高等教育の受益者は個人であり、私的負担が当

然だという風潮をも強化することになろう。しかし、高等教育の成果に外部性が存在する場合、費用を私的負担に強く依存すると、社会全体での最適水準よりも低い資金の投入水準に止まる傾向にある。将来的な収益に応じて一部の専攻分野に学生が集中するなど専攻分野間で需要の不均衡が発生するといったことも考えられる。

高等教育の成果は教育を受けた本人だけではなく、広く社会に還元されるものであるとするならば、費用の負担者もある程度、多元化しているべきである。こうした観点からの学生支援制度の多様化が図られることが望ましいのではないかと考えられる。

10. データの公開

最後に、現在では、調査データの公開は国際的な傾向である。これによって様々な分析が行われ、それがまた調査の改善に役立つという好循環が生じている。たとえば、アメリカ教育統計局では数十の調査データを公開し、その結果膨大な研究成果が生まれている。オーストラリアやイギリスなどでも同じようなデータの公開がなされている。しかし、日本では同じような調査が実施されながら、公開されているのはごく一部のデータだけである。今後こうしたデータを公開し、それによって実証研究が行われ、それに基づいて政策が策定遂行され、その結果を再び実証研究で検証するという、フィードバックのループを確立していくことが、高等教育研究にとっても、高等教育政策にとっても必要とされよう。

附 アメリカ高等教育入門：多様性、アクセス、市場の役割

An Overview of Higher Education in the United States : Diversity, Access, and the Role of the Marketplace

Peter D.Eckel and Jacqueline E. King
(アメリカ教育協会 ACE (American Council on Education))

訳者注

本報告でも多くの分量をさいているアメリカの高等教育をより理解するため、附として、アメリカ高等教育の概要に関する論文を著者の許可を得て、訳出した。この論文は、アメリカの大学などでも教材として用いられているもので、本報告書の背景を理解する一助になると思われる。

1. イントロダクション

アメリカ高等教育は、イギリスの学士課程 (undergraduate) のカレッジとドイツの研究大学の双方から、その形態を取り入れている。しかし、その特徴は、アメリカの公共的生活を形成している 3 つの主要な信条に深く影響されている。1 番目は、小さな政府と表現の自由を理想とするジェファークソン主義の影響されている、ということである。州政府・宗教上のコミュニティ・個人は、高等教育機関の枠組みを設立・維持し、他のほとんどの国に見られるような政府の統制を防御し続けている。2 番目の影響は、資本主義及び市場の合理性に対する信仰である。アメリカの大学 (カレッジ及びユニバーシティー、以下同様) は、多様性と高いクオリティが、中央集権化された計画よりも、競争を通じて最もよく達成されるという前提のもとで、学生、教員及び資金獲得を求めて競っている。最後に、アメリカ高等教育に重要な思想上の影響を与えていることは、広範囲に機会の平等と社会的流動性を保証していることである。高等教育は、性別・宗教・人種/民族や社会階級に基づく差別を除き、歴史上かつては、一流階級の活動の場であったけれども、20 世紀の経済及び社会の変化により、高等教育は、中産階級への主要な入り口として機能した。主要な高等教育機会から長い間締め出されていた女性やマイノリティは、その機会に参加し始めた。アメリカ人にとって、高等教育は、アメリカの理想である「機会の国 (land of opportunity)」を体現する大切な要素と考えられるようになった。高等教育は、多方面からのアクセスに応じている。実際に、アメリカの特徴ある教育機関であるコミュニティカレッジは 20 世紀に設立され、全ての年齢・学力・収入を問わず、学生を受け入れている。

こうした信条にも表れているが、アメリカ高等教育はアメリカ人の特徴 (連邦政府を求めない姿勢、野心、包括性、競争心) を反映している。この本は、アメリカ高等教育の主な特徴及びその課題を記載しているが、これらの重要な信条を反映していると言えよう。

2. アメリカ高等教育の独自性

アメリカ高等教育は非常に多様性を有しており、複雑であり、いかなる「標準的な事例」とい

う表現も、個々の大学に関して言えば、全く当てはまらない。実際に、この本に記載されているほとんどの特徴に例外が存在している。しかしながら、この章は、大多数の一般的な大学を想定して、組織、財務、学生、教員、カリキュラム、学生生活などを説明する。

2-1 アメリカ高等教育の規模と構成について

多様性、自治、競争そしてアクセスの容易さに加えて、その規模がアメリカ高等教育の際立った特徴である。アメリカ教育省（U.S. Department of Education）によれば、学生援助プログラムに参加している中等教育以降の教育機関は、6,500 機関存在している（2001 年秋）。その内訳は、4,200 の学位取得が可能な大学、2,300 の職業訓練修了の証書が取得可能な教育機関に分かれる。これらの 6,500 機関は、1,600 万人のフルタイムまたはパートタイムの学生を有しており、うち、1,400 万人は学部生、200 万人は大学院生及び職業訓練生である。4,200 の大学は 240 万人以上に学位を授与している（2000-01 年度）。さらに、数が不明だが、他の中等教育以降の何らかの教育機関が存在している。しかし、政府の学生援助プログラムに参加していないため、連邦政府の数字にはカウントされていない（アメリカ教育省,2003 年）。

学位授与機関は典型的には 4 つの主要なグループに分かれる。さらに、相応の多様性が各々のグループ内で存在している。

- ・ アメリカの 1,100 の公立 2 年制教育機関またはコミュニティカレッジ。

学部生数は最大規模（2001 年度で 600 万人）。これらの教育機関は、職業訓練の分野で準学士号を授与し、4 年制の教育機関に編入する準備を与え、彼らのコミュニティに広い範囲の教育サービスを提供している。それらのサービスの範囲は、多くの労働者に対する特別な職業訓練から、最近移民した者への英語教育、非正規コースにまでわたる。大体 400 万人の学生は、パートタイムのコミュニティカレッジで学ぶ（2001 年度）。アメリカ政府は、卒業必修科目を有しない社会人向けの教育や、非正規コースについては、その学生数を把握していない。しかし、アメリカ・コミュニティカレッジ協会(American Association of Community College)によれば、コミュニティカレッジのそれらのコースに、さらに追加で毎年 500 万人の学生が学んでいると推測している。

- ・ アメリカの 630 の公立 4 年制の大学。

これらの教育機関は、地域の広範囲の総合大学を含み、そこでは学部教育や、教員養成やビジネスなどの職業専門分野への準備である大学院教育に重点が置かれている。これは、学部、大学院、職業専門の学位を有する研究大学と同様である。2001 年度で 620 万人の学生数、うち 500 万人が学部生、100 万人超が大学院生である。

- ・ 私立非営利の教育機関は非常に多様性があり、研究大学、学士課程教育に重点を置いた 4 年制リベラルアーツカレッジ、少数ながら 2 年制機関、宗教上の宗派と強く結びついた宗教系機関、女性向けカレッジ、伝統的黒人専用大学 (historically black colleges and universities)、看護や美術など専門分野に特化した教育機関が存在する。2001 年度で 320 万人の学生が在籍し、うち、230 万人が学部生と 70 万人以上が大学院生となっている。
- ・ 営利機関は主に職業プログラムを提供しており、学位というより証明書を授与する。アメリ

カ教育省によれば、2,400 以上の営利機関が存在し、うち 500 機関が 2 年制の準学士号、320 機関が学部や大学院の修了の学位を授与する。合計で、営利機関は 75 万人の学生が在籍し（2001 年度）、5 万人以外全員は大学学部レベルである。

表 1 は、これらの 4 つのセクター各々の機関数と学生数を表している。数が多いこと及び教育機関自体が広範囲に及んでいることにより、アクセスの利便性と幅広い選択肢の双方を提供している。これらは、アメリカ高等教育の目立った特徴であり、冒頭に記したように、機会と市場に対する信頼という価値観に対応していると言える。

表1 米国における中等教育以降の教育機関数と学生数：2001年秋

	公立	私立非営利	私立営利	合計
機関数	2,099	1,941	2,418	6,458
4年制	629	1,567	324	2,520
2年制	1,165	269	779	2,213
2年制未満	305	105	1,315	1,725
学生数	12,370,079	3,198,354	765,701	16,334,134
4年制	6,236,486	3,120,472	321,468	9,678,426
2年制	6,047,445	63,207	241,617	6,352,269
2年制未満	86,148	14,675	202,616	303,439

2-2 ガバナンスについて

アメリカ高等教育のもう一つの信条として、ジェファークソン主義の考えがある。それは、連邦政府の権限は限られたものであると同時に、可能な限りいつでも地域ごとにコントロールされるものだということである。この考えに基づき、アメリカ憲法は、州政府を念頭に置き、全ての政府機能が連邦政府にあるとは限定していない。このような機能の一つに教育がある。結果として、全 50 州は、連邦政府よりも、公立大学（学生数で 75%を占める）を監督する責任を負っている。州政府の監督の仕方は、各々かなり異なっている。カリフォルニア大学やミシガン大学のような大学では、州政府の独立した部門として、憲法上の自治を保有している。その対極であるが、地域で選出された理事会（board of trustee）が地域を監督するコミュニティカレッジがある。たとえばある州では、州知事かつ（または）州議会によって選出された理事会（governing board）が傘下の教育機関を統制し、資金調達の設定、説明責任の方法の決定、運用方針の策定、そして新しい教学プログラムの承認を行っている。一方、他のケースでは、州委員会（state board）は、単にアドバイス機能のみを有し、各々の教育機関に対する直接の権限はほとんど保有していない。他にも、多くの州では、担当部局が教育機関と州政府の調整役を担い、州全体の方針に従いながらも、過度にアドバイスを言ったり州の方針を押し付けることを避けている。

公立の大学の中で、州内にまたがった複数のキャンパスシステムを有するものがある。システムの管理者は、キャンパス予算の監督、入学基準等の運営方針の設定、学位プログラムの調整、履修単位互換の促進、そして州内の公立大学との調整を担っている。さらに追加として重要な点は、管理者は、州議会に対して公立大学を擁護する役割を持つ。ある州では複数の複数のキャンパスシステムがあり、たとえば、カリフォルニア州は、様々なコミュニティカレッジ、公立総合

大学、研究大学がある。

アメリカ憲法は教育を連邦政府の責任であると規定していない。連邦政府の役割は限定され、他のほとんどの国にみられるような、教育担当大臣を置いていない。重要な例外は、モリル土地付与法（the Morrill Land Grant Act, 1862 年）であるが、それは連邦政府の所有地を、公立の総合大学設立のために州政府に寄付したものである。連邦政府は、20 世紀半ばまで高等教育にほとんど役割を持っていなかった。しかし第二次大戦になると、アメリカの軍事力増強のために、大学における研究費用を連邦政府が賄う必要が生じた。1944 年には、当時のフランクリン・ルーズベルト大統領は、GI ビル（G.I. Bill of Rights）にサインをしたが、それは、退役軍人がアメリカの職場復帰を果たす費用を資金調達する法律であった。1960 年代になると、公民権運動が起こり、連邦政府の役割として、低所得の学生に対するグラント（給付奨学金）とローン（貸与奨学金）を含めた学生サポートが行われた。その時以来、連邦政府の役割は拡大し、今では科学研究や学生資金援助の両方の分野で、主要な資金調達源になっている。

連邦政府は一般的に言って、大学に対する直接的な運営上のサポートを提供している訳ではない。しかし、この特別な目的の資金調達は、非常に重要な収入源となっている。むしろ、連邦政府の大学に対する影響力は、研究と資金援助以外の分野でも高まっている。たとえば、教育機関は学生資金援助プログラムに参加するために、教師の教育から大学スポーツでのジェンダーの公平性まで、幅広い範囲の連邦政府への報告が必要である。しかしながら、連邦政府の影響力が高まっているにも拘らず、その役割は依然として制約されており、未だコアの教学上の決定まで踏み込んでいない。その教学上の決定は、一般的に、教育機関に委ねられており、いくつかの公立の教育機関であれば州政府である。

次の 2 種類の自発的な組織が、高等教育に対して増大する連邦政府の統制に対する防波堤となっている。一つは基準認定機関（**accrediting organization**）で、教育機関としてのクオリティをモニターしている。もうひとつは、会員協会（**membership association**）で、連邦政府や州政府に対して、その教育機関を代表している。基準認定機関は、大学の会員組織であり、大学に勤める有志（ボランティア）のうち、会員相互の評価を提供することで他の教育機関に貢献することに同意している者で運営されている。そして、3 種類の基準認定機関が存在する。地域組織（**regional organization**）：全ての教育機関をレビューするが、公立及び私立の非営利機関で学位授与機関を特に焦点を当てている。全国組織（**national organization**）：ほとんど全ての営利機関と学位を授与しない機関のクオリティをモニターする。専門的基準認定機関（**specialized accrediting organization**）：ある専門分野（医療、法律、教育など）の範囲内の教学プログラムを評価する。

アメリカの認証評価は、ほとんどの他国で行われているクオリティの保証とタイプが異なる。連邦政府及び州政府は、教育機関に対して説明責任の必要性を課すことができ、かつそうしている。しかし、教学の質の評価は、個々の教育機関自身の自己評価（**self-study**）及びピア評価（**peer review**）プロセスに、一般的に委ねられている。連邦政府は、特に、当該教育機関が十分な教学上のクオリティを有するか、経営は連邦政府の学生援助プログラムに参加させるに値するほど

健全かどうかを決定する際に、認められた地域及び全国の基準認定機関を信用している。アメリカ教育省がある基準認定機関を公式に認める際に、当該機関は、連邦政府によって認可された事項（たとえば、財政の健全性、経営能力、入学審査の公平性、学生募集方法、学生の成功事例）を勘案し、クオリティを適切にモニターしていることが求められる。

基準認定機関は、教育機関が、カリキュラム、教員資格、学生の学習結果、補助カリキュラムサービス、財務的健全性などの分野で最低限満たさなければならない基準を設けている。基準認定機関は、しかしながら、教育機関がどのようにその基準に満たしていくかの方法を受け取るものではない。さらに、認証評価は、教育機関を一連の基準で測定するため、一般的に、当該教育機関がどのように他の教育機関と比べてパフォーマンスを上げるかという方法を提供する訳ではない。認証評価は、当該機関はその基準を満たしているかどうか、自己評価及びピア評価のプロセスを経て達成される。なお、認証評価は、3年から5年の周期で行われる（Eaton,2000年）。

会員協会のメンバーは、教育機関もしくは経営管理者（Business officer）のような個人で、連邦政府（場合によっては州政府）に対して大学の利益を代表している。多くは内部でスタッフを抱えているが、ほとんどの場合において、そのスタッフは個別に当該教育機関に関係する事項（例：州の歳出予算、連邦政府向け研究の契約内容）のみに従事している。会員協会は、高等教育全体もしくはある主要部分の利害にとって、総体的に見て最適であるという観点で、こうした公共政策を擁護している。ワシントン DC では、大学は、多くの関係機関によって代表されており、そのメンバーに対し、ネットワーク及び専門的な資質向上機会（professional development opportunities）も提供している。

2-3 ファイナンスについて

大学のファイナンスは、連邦政府の権限は制約的であるというジェファーソン主義の思想、そして市場の競争はクオリティと効率性を高めるという信条が表れている。連邦政府はファイナンスの面で非常に重要な役割を果たしているが、アメリカの大学はさらに様々な収入源によって支えられている。さながら、学生や親による市場の選択は、消費者の良いサービスと商品を市場で選択するのと同じであるという考え方である。主な収入源は、学生や家族からの授業料・手数料（学生が支払う授業料は政府保証の資金援助を含む）；連邦政府・州政府・地域の自治体からの補助金、グラントと契約；民間からの寄付；基金及びその他の投資収益；補助事業及びサービスからの収入がある。

一つの収入源はあるタイプの教育機関にとって、他の財源より重要である。たとえば、地域の自治体からの収入は、コミュニティカレッジにとっては全体の収入の18%であるが、私立の非営利教育機関にとっては1%でしかない。同様に、民間からの寄付は、私立の非営利教育機関にとっては14%であるが、コミュニティカレッジにとっては1%でしかない（アメリカ教育省、2003年）。アメリカ教育機関の収入源は多様だが、ほとんどの教育機関にとっては、次の二つの収入源が特に重要である。それは、（特に公立で）州の補助金、及び授業料・手数料である。これらの二つの収入源（コミュニティカレッジにおける地域の自治体の補助金、及び研究大学における連邦政府の研究上のグラントと契約とともに）は、一般の経常支出へ多くの資金を提供している。

アメリカ高等教育に対するファイナンスへのひとつの永久的な問いは、連邦政府はどこまで教育のコストを負担するべきか、学生と家族はどこまで負担するべきかという問いである。

伝統的に、州政府の補助金は、公立の教育機関に対して高い割合の収入源となってきた。しかし、その金額は、州政府支出の割合や教育機関収入全体に占める割合の双方で減少している。それに対応して、州政府と公立教育機関は授業料を値上げしており、高等教育ファイナンスの責任を納税者から学生へシフトさせている。ほとんどの州において、高等教育予算は、医療、初等及び中等教育に続いて 3 番目に大きい規模である。医療費は益々急激に高騰し、かつ有権者は初等中等教育への支出を守ることを要求するため、高等教育は、議員が予算カットを余儀なくされるときに必然的に目に留まることになる。高等教育は、州の予算のかかなりの割合を占めるだけでなく、(刑務所のような他の項目と違って) 親や学生から支払われる授業料という代替手段を本来的に持っている。従って、経済環境が良好の時は、州は大学に対する補助金を増やし、その代わりに教育機関が授業料値上げを低く抑えることを要求する。一方、経済状況が悪くなり州の税収が落ち込むときは、州は高等教育予算を削減し、教育機関に授業料の値上げを通じて費用の穴埋めを期待する。

個人や企業からの民間寄付は、アメリカ以外の国では一般的ではないが、アメリカ高等教育のもうひとつの収入源である。高等教育に対する自発的な支援金額全体は、2003 年度で 230 億ドルを超え、うち 110 億ドルは個人によって寄付されている (Council on Aid to Education, 2004 年)。この結果、多くの大学では、寄付募集に対して洗練されたアプローチを構築しており、学長は、民間からの寄付を増やすために多くの時間を捧げている。

多くの民間非営利教育機関にとって重要かつ増え続ける支出は、教育機関自体が行う、学生に対する大学独自奨学金 (institutional financial aid) であり、しばしば「授業料割引」と言われる。さらに、これらのほとんどの教育機関 (かつ、多くの公立も同様に増えている) は、学費を全額負担できるものの、割引なしでは入学しないであろう学生を惹きつけるために、大学独自奨学金に注力してきた。ある教育機関にとって、授業料割引は、「最高かつ最良」であることを訴えて他の教育機関と競争する手段である。一方、他の教育機関では、授業料割引で学生数を埋め合わせなければ、教室が余ってしまうだろう。他の場合では、そうした割引が、公示 (posted) 価格あるいは、「定価 (sticker price)」を上げることに貢献している。

全ての教育機関は、教育コストの実質ベースの増大に直面している。IT 機器のコストが上昇し、雑誌、書物、従業員の医療費、建物のメンテナンスの値段も上がっている。最新技術、小型化、グローバルな学習又は娯楽設備を要望する学生ニーズを満たすために、教育機関は設備とサービスを更新・拡大している。

大学は、このようなコスト増大と州政府他からの収入減に直面しているが、対応策として 3 つの選択肢を持っている。費用削減、効率性向上、新規収入源の開拓である。ほとんどの場合において、教育機関はこれら 3 つの全てを組み合わせさせて使っている。たとえば、旅費や設備購入費の削減、給与アップの凍結、教員及び職員の非補充、職員及びサポートスタッフの削減、建物の新築・刷新の延期である。教学プログラムの削減まで踏み込む教育機関はめったにない。

教育機関は、さらに効率化を実現して生き延びていく。この多くの努力は、管理部門と学生サービス部門にフォーカスされる。たとえば、IT 機器の利用頻度を落とす、購入調達プロセスを合理化する、財務会計システムを変更することが挙げられる。ある教育機関は、教学の分野で効率性を追求する。たとえば、IT 機器を使ってより多くの学生にアプローチする、1 クラス当たりの学生人数を増やす、非常勤講師を雇うことである。しかし、ほとんどの効率性は教室の外であることが求められる。

最後に、アメリカの大学は、収入源の多様化及び拡大に多くの努力を傾けている。たとえば、オンライン教育の開発、ニッチな分野及び学位を伴わない分野の学習プログラム、研究施設の拡張、ライセンス及びスポンサー契約の獲得、不動産管理やコンファレンスセンター運営などの補助事業がある。一方で、追加される収入の主な原資は、学生の授業料及び手数料であるため、それらは、最近 20 年間でインフレ率の 2 倍のスピードで上昇し、家庭収入と資金援助の双方の上昇を凌いでいる。

学生と家庭にとって、上がり続ける教育価格は、常に政策論争となっている。授業料が上昇しているにもかかわらず、高等教育の需要は拡大している。さらに、連邦政府及び民間金融機関による幅広い資金援助プログラム（経済援助と教学メリット双方を含む）が学生をサポートしている。学生資金援助は 2002-03 年で合計 1,050 億ドル以上を数える。内訳は、710 億ドルが連邦政府のグラント、ローン、税クレジット（税額控除）で、60 億ドルが州のグラント、200 億ドルが大学（他に民間教育機関）自体によるグラントである（College Board, 2003 年）。このような収入源にもかかわらず、高等教育へのアクセスと成功は、収入規模に従って序列化されており、収入の上位層の学生は、経済的に不利な環境におかれている学生に比べて、カレッジに入り学位を取得しやすくなっている。もちろん、他の多くの要素が、カレッジのアクセスと成功に影響しており、学生の入学前準備のレベルも重要な要素である。アメリカにおける初等及び中等教育が当該地域の豊かさに多く依存しているため、教育機会の格差に対して、授業料のみを原因とすることは出来ない。しかし、たとえ低所得の学生が教学上及び経済上の壁を打ち破ってカレッジに入学できたとしても、入学後にその能力が持続できるかどうかはハードルがある。その学生は、授業料を払うために働き、パートタイムの授業に参加しなければならない。このことは、学生の経済状態が重要な役割を果たしていることを示唆している。

2-4 学生について

カレッジの授業料が上昇しているにもかかわらず、アメリカの学生人口は、その規模と多様性が急速に伸び続けている。前に述べたように、アメリカで中等教育以降の教育機関の学位を求める人口は 1,600 万人、非学位授与コースに追加で推定 500 万人いる。アメリカのカレッジは、年齢、人種/民族、性別、社会的経済的地位、学問分野で多様性を持つ。過半数の学部生は女性で、3 分の 1 の学生は人種/民族のマイノリティである。40%以上は 25 歳以上である（アメリカ教育省、2002 年 b）。およそ 20%が、連邦政府の定義による貧困層以下の収入の家庭出身である（King, 2004 年）。アメリカの学生の 4 分の 3 は、以下の基準に少なくとも一つ以上該当するという意味で、非伝統的な学生とみなされている。25 歳以上、高校卒業後に遅れて高等教育機

関に入学、伝統的な高校卒業証書を持っていない、結婚している、パートタイムの授業に出席している、フルタイム働いている、子供を持っている（アメリカ教育省、2002 年 a）。80%の学生が、学期中（academic year）に働いている。半分为パートタイムの授業に出席している（アメリカ教育省、2002 年 b）。

さらに、ほとんどの非正規課程の学生は、仕事と家庭の事情によりカレッジの出席をやりくりしているため、学生が一つの教育機関に入学して、そこで学士課程を全うすることは、ますます通常なことではなくなっている。学士号取得者の 60%以上が、二つ以上の教育機関に出席している。こうしたケースの約半分では、学生は正式にひとつの教育機関から別の機関へ転籍している。最も典型的な形態は、コミュニティカレッジから 4 年制機関へ転籍するケースである。他の半分のケースは、学生はある一つの教育機関に主に在籍するものの、他の機関の授業にも出席し、時には同時に異なる機関に通学している。学生はまた様々な教育機関に転籍するかもしれず、しばしば、新しい教育機関に入学する前の期間は入学を延期する（「一時休学する」）こともある。

こうした学生の転籍に関する柔軟性は、アメリカ高等教育が、学習の習熟度を測定する共通の「通貨」—履修単位（「クレジット」）—を持っているためである。学生は、履修コースを修了して学位を取得するために、履修単位を稼いでいく。こうした履修単位は典型的には、受け入れる教育機関が、その履修コースの学習内容と、レベルが自身のそれと大体同じであれば、その他の教育機関の履修単位へ移転されていく。多くの教育機関は、学生の転籍をサポートするために、履修単位の互換または連携方法を開発し、どの履修コースが同じ価値を持っているかを前もって決定している。教育機関は、学位プログラムの統治性を維持しつつ、学生がいつでもどこでも望む授業を受けるアクセスを拡大する目標と、多くの授業料収入を獲得する目標とのバランスに苦勞している。

アメリカのカレッジの学生は、世界中のほとんどの国に知られていないほどの転籍の自由を享受しているが、より選抜度の高い大学に入学するためには、それでもなお競争に打ち勝たなければならない。アメリカ高等教育は、幅広い範囲の入学選抜制度を持つ教育機関を持っている。たとえば、全ての学生を受け入れるオープンアクセスの 2 年制又は 4 年制機関もあれば、応募者のうち少ない部分にしか入学を認めない選抜性の高い研究大学やリベラルアーツカレッジがある。多くの学生が、二つ以上の大学に申し込み、入学を認められた機関から一つを選んで入学する。選抜性の高い教育機関における合格決定方法は、いくつか固定された学習基準に基づいている。たとえば、高校での成績、平均点（GPA）とクラスでの順位、入学試験の点数である。また、非学習事項、たとえば、際立ったリーダーシップ能力、創造性、地域貢献も勘案される。アメリカには、合衆国共通の中等教育カリキュラムや高校卒業試験がないため、カレッジは、二つの民間で開発された入学用試験—SAT と ACT—にたよっている。これらの試験は重要ではあるけれども、多くの教育機関にとり、判断材料の一つに過ぎない。実際に、選抜性の高い教育機関における入学審査は非常に複雑であり、多くに要素を考慮に入れている。裕福な家庭では、民間の入学カウンセラーを雇って、どのような要素が当該教育機関で重要視する傾向があるのか学生にアドバイスして、入学志願活動がそうした基準に良くマッチするようにサポートしている。

アメリカ人の市場に対する信頼と平仄が合っているが、教育機関は最も優秀な学生を求め激しく、競争している。こうした競争は、学生ニーズを満たすように、教育機関に質の改善を求め続けることに拍車をかける一方で、負の効果も持ちうる。時には、学生の募集活動をする際、教育機関は、教学的及び経済的選択の改善を促しているものの、教育機関自体のミッション、公共体としての最善の利益、長期的な視点での事業の経済的健全性と矛盾している懸念があろう。

2-5 カリキュラムと学位について

アメリカには5種類の学位が存在する。2年制カレッジ（コミュニティカレッジ）及び少数の4年制機関で、準学士号（associate degree）を授与する。一般的には、修了まで60単位を要する。準学士号は、職業訓練分野では到達点を示す学位であり、一方で、学生にとって4年制機関の学士号を修了する準備であろう。学士号（bachelor's degree）は、最も一般的な学位であり、カレッジの学位を要する仕事を望む学生や、さらに大学院での学問を望む学生にとって必要である。大学院では3つの学位が存在する。

1. 修士号（master's degree）は、大学院の学位で最も一般的である。大学院学生の75%は修士号プログラムに入学する。学生数は、おおよそ、教育・ビジネス・他分野に均等に分散されている（アメリカ教育省、2002年c）。修士号は、職業的または理論的分野に焦点が当てられているが、通常、広範囲の試験を課し、かつ（または）学位論文もしくはなんらかの創造的な仕事を必要としている。修士号は、大学院生が博士課程コースでさらに高度な研究をする準備の場合や、または、修士号自体が終着点である場合もある。
2. 専門職学位号（professional degree）は、法学や医学などの専門的分野の高度な専門家を育成する。
3. 博士号（doctorial degree）は、学問的に最高の学位であり、独立して研究を行う能力を認めている。

この種の最も知られた学位には、哲学博士（the doctor of philosophy ; Ph.D.）、また教育学博士（the doctor of education ; Ed.D.）も含まれている。

合衆国は、学位の権限を統括していないが、各州は、一般的に州内の教育機関が付与する学位のレベルを規制している。各教育機関は、自らのプログラムの要求水準を決定する自治を持っており、州または特定の基準認定機関によって設定された幅広い学位授与ガイドラインを持っている。

学士課程（undergraduate）のカリキュラムは、一般的に2つの要素、一般教育（general education）と専門教育（major field of study）に分かれている。一般教育の目的は、学生に幅広い知識を授け、将来、仕事に励み知識のある市民となる準備をすることである。一般教育は、すべての学生を対象としたコアカリキュラムとして最初から与えられるか、学生が、ある分野の専門の前の授業の選択制のリスト（例：科学、芸術、美術、数学、人文科学）の中から選択していく方法がある。一般教育は、典型的には、学生の履修コース全体の4分の1から2分の1を占めており、その割合は教育機関や学生の専攻分野に依存している。その他の部分は、専攻分野に関係する。学生は、教育機関の方針によるが、入学時もしくは2年次が終了した時点で自分

の専攻分野を決定する。学生は、その後に興味が変わりかつ履修単位が充分であるならば、専攻を変えることが可能である。

ほとんどの教育機関は、伝統的な 9 ヶ月制 (2 学期制) を導入し続けているが、多くの大学は、学期のカレンダーを開発している。たとえば、ひと月は短い期間が長いコース、重複した学期コース、週末集中コースで、学生のニーズとスケジュールに合わせてプログラムを作成している。

2-6 教員とその採用について

100 万人以上の教員がアメリカの大学で働いている。教員採用は、フルタイム／パートタイム、テニユア（終身在職権）を持つもしくは持つ見込み／テニユアを持たない、に分かれる。テニユアは教学上の雇用形態で、見習い期間後に付与される。テニユア保有者には、教学上の自由や所属する教育機関のガバナンスへの参加を含む一連の権利が与えられる。テニユアは、一般的には雇用継続を意味し、職務上もしくは教育機関の急激な財政悪化の理由による解雇は禁じられている。全ての教学上の職位がテニユアを持つ訳ではない。表 2 は教員の肩書きの一覧表で、テニユアかテニユアでないか表している。教員の責任は、一般的には 3 つの基本カテゴリーに分かれる：教育、研究、学内もしくは地域社会へのサービスである。しかし、教員の仕事は決して画一的ではなく、教員がこれらの 3 つの役割に捧げる時間と姿勢は、勤めている教育機関のミッション、教学方針、その教員自身の職位とキャリアに依存している。たとえば、コミュニティーカレッジの教員は、より教育を行いサービス活動に従事する傾向にある。一方で、研究大学の多くのシニア教員は、他の 2 つの役割よりも研究により多くの時間を割いている。

全てのフルタイム教員の 38% は女性であるが、女性で教授職を持つ者は 21% しか占めていない。助教授 (assistant professor) では、フルタイム教員の 46% が女性である。ジュニア階級で女性は最大の割合を持つものの、それは将来のシニア階級を保障していない。人種/民族のマイノリティ出身のフルタイム教員の数は、最近 20 年間でほぼ倍となったものの、依然として全てのフルタイム教員の数の 14% に過ぎない。最大のマイノリティは、アジア系アメリカ人/太平洋の島国出身者で全フルタイム教員人口の 6%、アフリカ系アメリカ人は 5%、ヒスパニック系は 3%、アメリカ先住民は 0.5% 以下である (Harvey, 2003 年)。

1999 年のアメリカ教育協会 (American Council on Education) の調査 (Anderson, 2002 年) によれば、全教員のおよそ半分は、パートタイムかつ (もしくは) 非テニユアの地位である。このような教員は、資格はあるもののフルタイムの職を探しており、テニユアのキャリア職を得ていない者である。これは、博士号の未取得者かつ (もしくは) 他の専門機関で教えている者も同様である。一方、パートタイム及び非テニユアのキャリア教員がますます増えていることに焦点を当てた議論・論争が続いている。このような教員の拡大は、学生の増加に適合している。パートタイムと非テニユアのキャリア教員を雇用する他の重要な理由は、人件費を下げ、教学コースの柔軟性を増すことである。従って、これらの教員は、一時的に雇用されるものの、その教学分野に対する関心が衰退すれば、解雇されることもあり得る。しかしながら、パートタイム及び非テニユアのキャリア教員に依存していることは、組織運営上及び教育上のコストを隠しているという非難の声が上がっている。こうした教員は、学生に対するアドバイスや学術上の研究活動を

ほとんど行っておらず、かつ、教員組織のガバナンスなど非教育活動に参加していないからである。

表2 教員ランク及び職階、テニュアと非テニュアのキャリア

	テニュア取得済／テニュアのキャリア職 Tenured/Tenure Track	非テニュアのキャリア職 Nontenure Track
フルタイム Full Time	教授：Professor 準教授：Associate Professor 助教授：Assistant Professor 研究支援：Research Professor	講師：Lecturer インストラクター：Instructor 授業担当教授：Professor of Practice 研究教授：Research Professor
パートタイム Part Time	名誉教授：Professor Emeritus	非常勤教授：Adjunct Professor 非常勤講師：Lecturer インストラクター：Instructor

2・7 大学の事務管理体制について

アメリカ教育機関の組織構造は、その規模とミッションによって異なるものの、共通の要素が存在している。理事会（Lay board of Trustee）は、教学以外の、ほぼ全ての大学運営を管理している。理事会は、当該教育組織の法的機関であり、財務の健全性、ミッションを達成するための経営戦略の策定および、教育組織及び学長のパフォーマンス上昇の責任を有している。理事会の規模、構造及び任命方法は、それぞれ異なっている。たとえば、私立の非営利教育機関では、理事会のメンバーが 50 人を超えている機関も存在する。公立教育機関の理事会は、それに比較すれば、人数は非常に少ない。アメリカ大学理事会協会（the Association of Governing Boards of Universities and College ; AGB）によれば、公立の理事会の平均的人数は 10 人であり、ちなみに、独立教育機関（訳注：私立教育機関）の平均は 30 人である。ほとんどの公立教育機関では、州政府が一般的に理事会メンバーを任命しており、場合によっては、州知事の指名や州議会による承認のプロセスを経る。しかし、いくつかの州や多くのコミュニティカレッジでは、理事会メンバーは、一般選挙を経て選出される。私立の教育機関では、理事会自身がメンバーを選んでいる（自己永続的理事会 self-perpetuating board と呼ばれている）。理事の任期は 4 年間で長くても 12 年間まで様々である。場合によっては、理事会のメンバーが再任されて任期が延長されることもある。

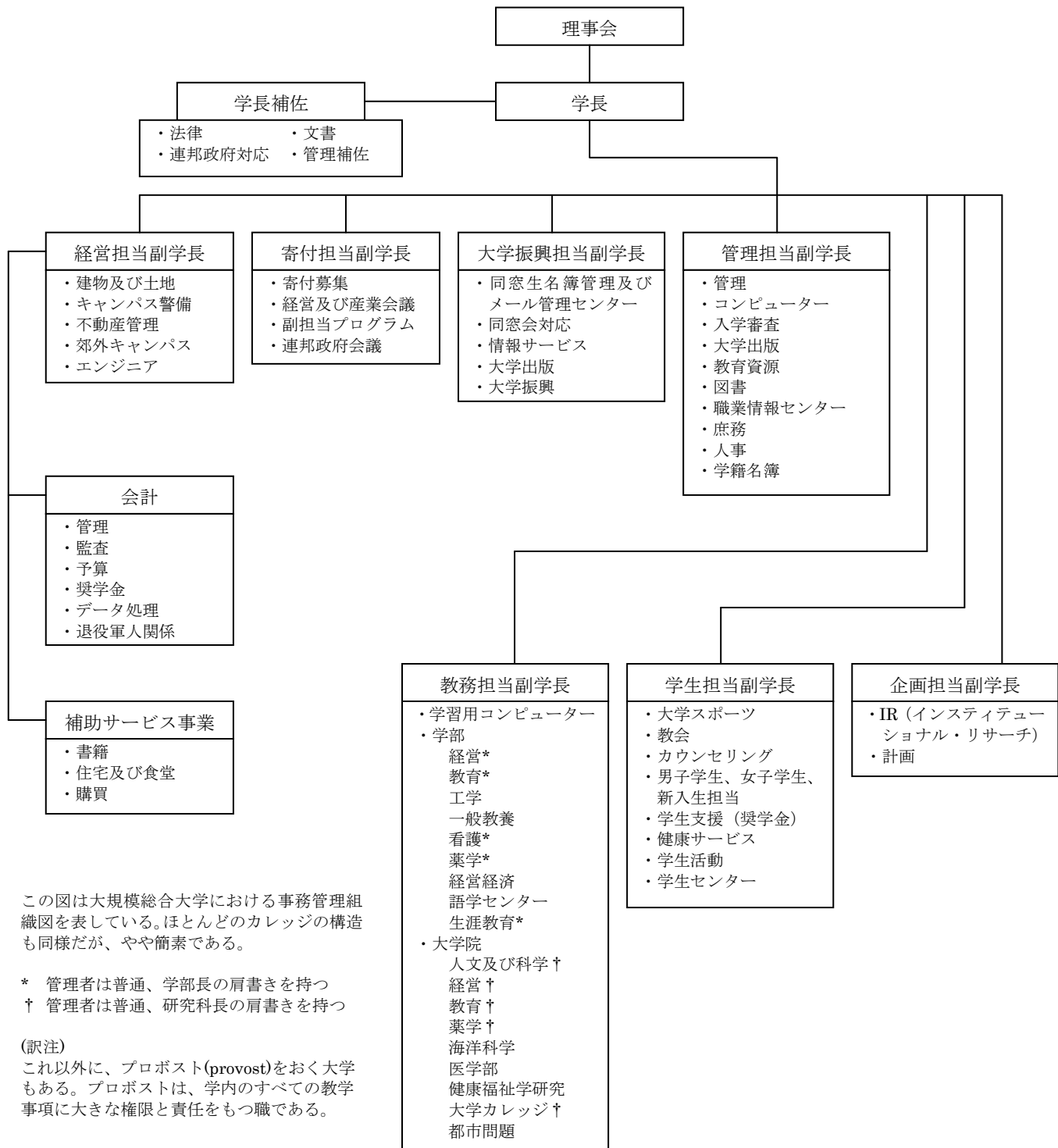
理事会は、教育機関を管理運営する責任の多くを、学長（President）、（総長（chancellor）と呼ぶときもある）に、委任している。学長は当該教育機関に対する統括的リーダーシップを発揮し、その財政を運営し、当該機関の戦略プランを策定及び実行し、説明責任とパフォーマンス評価の方法を確立する責任を有している。しかし、学長の仕事の多くは当該教育機関の外に存在する。学長は、自身の教育機関のニーズを弁明して、行政及び他の外部からのサポートを要請している。また学長は、同窓生や将来入学する見込みのある学生生徒と面談し、また、企業や地域社会との関係を強化しており、自身の教育機関が公共性を有していることを訴えている。学長は、理事会の承認もしくは期限付き契約により、任期延長の適格者となる。

学長以外で、他の上級管理者は、教育機関内の様々な部門のリーダーシップを採る。典型的には以下のとおりである。教学担当（academic affairs）；教学プログラムと研究に責任を有する、

学生担当 (student affairs) ; 学生サービスと学生生活を監督する、経営管理 (business and administration) ; 財政、補助活動、キャンパス整備、寄付募集 (development) ; 寄付募集と同窓会対応。各部局の中で、様々な学部長 (dean)、部門長 (director)、学科長 (department chair) が管理機構に存在している。図 1 は、典型的な大学の管理組織の概観である (アメリカ教育協会 ; American Council on Education、2001 年)。

学長は教育機関に対する主要な責任を有しているが、重要な機関決定に際して、ほとんどは、教員と管理者を交えたシェアードガバナンス (shared governance ; 共同統治) のシステムに支えられている。シェアードガバナンスにとって、中心的組織は教員評議員会 (faculty senate) である。評議員会は、重要な新しいカリキュラムや授業コース、学位の必要性、教学上の人員確保と仕事量など、教学上の決定や方針を推薦する責務を負っている。そのメンバーは、一般的にはフルタイム教員であるが、学生、管理者、管理スタッフ、パートタイム教員も時々参加している。いくつかの教育機関では、評議員会は最終決定の権限を持つ一方で、他の教育機関では、管理もしくは理事会の活動に報告する機能のみを有している。より規模の小さい教育機関では、全教員が一般的に評議員会に参加している。より規模の大きい教育機関では、評議員は選挙で選ばれ、しばしば特定の学科やカレッジを代表している。

図表 1. 大学：管理組織図



2-8 学生生活とスポーツについて

アメリカの大学生活は、今日では学部学生の半数以上が年長者、かつ（または）パートタイム

で、全学部生 20%以下がキャンパス居住であるものの、寮生活の伝統に強く影響を受けている。イギリス型の寮生活スタイルを基礎に、アメリカ教育機関は学生のニーズを満たすように施設設備の充実を図ってきた。ほとんどの 4 年制大学は、学期中に学生に対して住居を提供している。これらの住居は、食事サービス及び居住部屋を提供することに加えて、エイズ予防、アルコール対策、学習スキル相談など、教学及び社会的双方の様々な事項のプログラムを提供している。大学は、他に学生サービスを提供しており、たとえば、個人カウンセリング、キャリア開発のアドバイザー、娯楽及び体調管理、子供の保育、交通、銀行、医療、個人指導がある。

こうしたサービスの他に、大学は様々な学生向けの組織やクラブを持っている。教学に重点を置いたグループ（例：全国黒人技術者会；National Society of Black Engineers、アメリカ広報活動学生会；Public Relations Student Society of America）、スポーツ系（例：ラグビー、水球）、文化・宗教系（例：イスラム教研究、アジア学生協会）、他に社会的活動をしている団体がある。学生の社会的活動組織の典型的な例は、寮生活をする文字をつけられた（訳注：カップ、アルファなど）の男子学生の友愛会や女性クラブである。他の重要な学生組織は、学生自治会（student government）で、フォーマルであり、キャンパス内での公認された学生擁護団体である。しかし、ラテンアメリカやヨーロッパ諸国における学生自治会または学生団体に比較すれば、大部分において、学生自治会の及ぼす影響は制限され、かつその議題に対しては制約が多くなっている。

最後に、アメリカの大学における学生生活を議論する上で、スポーツの議論は欠かせない。スポーツは、多くの（全てという訳ではないが）キャンパスでの中心的役割を果たしている。キャンパスに対するスポーツの影響は、少人数で行う学生スポーツと比較して不釣り合いであるほど大きい。大規模スポーツを有する教育機関においては、スポーツ予算は 100 万ドルにも達し、教学の学科予算は、それに比べて少なく見える。バスケットボールチームやフットボールチームのコーチは、しばしば大学で最も高給者となる。これらの教育機関では、スポーツチームは、収入力のあるスポーツ（フットボール、男子そして近年増えている女子のバスケットボール、場合によっては、アイスホッケー）、収入力のないスポーツ（たとえば、陸上競技、水泳、レスリング、ゴルフ、陸上ホッケー、サッカー）に分かれている。大多数の学生のスポーツ競技者は、収入力のないスポーツに所属している。スポーツ収入は高度に商業化されていて、全国テレビ放送とスポーツ用品の特許権が手に入る。しかし、アメリカのキャンパスにおけるスポーツは、諸刃の剣である。ある場合には、スポーツは、教育機関とその地域にとって一体感を醸成する触媒であり、学内外の関係者に貴重な経験を授けている。しかし、他の場合では、止むことない「軍備拡大競争（arms race）」の様相を呈し、冬の立ち枯れ病を実証する運命になってしまう。また、スキャンダル、教学上の不正、肥大した商業化、学生スポーツの悪用、そして、教育機関としての教学上の優先順位の混乱に拍車がかかることになる。

3. アメリカ高等教育が直面している現在の課題

本書のイントロダクションにおいて、アメリカ高等教育の特徴を形成し、他国における高等教育と異なっている基本的な信条について述べた。この章では、その議論を拡張して、こうした中

心的な信条に固有の緊張が、いかにアメリカ高等教育に深刻な課題をもたらしているかを記す。また、この章の終わりには、国家としての高等教育の課題を簡単に付け加える。

3-1 重要な外部からの推進力を持つ市場化（非政府）について

多くの者が信じるように、市場化（marketplace）は州政府よりも、アメリカ高等教育へ外圧を、かつ再構築を迫っており、このことは、公立大学に対してさえも当てはまっている。前に記したように、連邦政府の支援は、教育支出の増加に追いついていない。このように、多くの面で、市場化は高等教育に対して、連邦政府よりも影響力を持ってきている。多くの公立大学は、より柔軟性を持たせるために、連邦政府の規制及び監督が小さくなることを求めてきている。場合によっては、州政府からの資金は減っても、代わりにもっと自治を要求することもある。従って、現在の運営体制と説明責任に対する要求は、教育機関が効果的かつ効率的となる能力を阻害している、という主張である。授業料を決定し、連邦政府の州に対する一括助成金（block-grant funding）を求め、州政府の方針及び規制（例：購入や施設設備に関する規制）から自由を獲得する能力は、公立教育機関が求めているさらなる自治権を表している。多くの者が、公的機関、チャーター大学、州立企業的地位そしてパフォーマンス契約の改革を通じて、自由を獲得して新しい法律を制定したいと望んでいる。

その結果、ある特定の学問分野（工学、応用自然科学、農業科学）における研究活動が、他の学問分野（例：人文科学）と比べてより高い市場価値があるという理由で、高等教育機関にとって重要度の高い分野になっている。教育機関は、新しいプログラムを開発し、教学カレンダーを変更している。また、様々な学費援助方法を編み出すことで、より多くかつより優秀な学生、特に高い授業料を支払う経済的余裕がある者を獲得している。たとえば、管理職向け MBA プログラムは、以前にも増して人気が高まっている。教育機関は、企業との委託契約やパートナーシップ契約を求めており、多額の利益をもたらす研究プログラムを増やしている。教育機関は組織構造を変化させているが、たとえば、外部資金を受けて、新技術の市場への応用のために新組織を設置する、コンファレンスセンターを新設したり、また営利目的の子会社を設立している。ますます民間的手法が強まっていることが示唆していることは、商業的価値のある知識への関心がさらに高まり、民間企業のように優先順位付けをまず行い、サービス業務はアウトソースされている。一方で学生は、教育を受けるために高い授業料・手数料を払う重荷が増してきている。

管理者は市場化に対抗する手段をほとんど持っていない。なぜならば、仮にその教育機関が効率的に行動しなければ、高いクオリティで様々な教学プログラムを提供するための必要な財源が、満たされないからである。競争に勝てない教育機関は、公的サポートが削減され続ける状況に直面するだろうし、学生は情報量が豊富な消費者になってきており、テクノロジーの発達と高等教育への新規参入のおかげで、競争相手の数が増えている。したがって、学生財源、教員そしてブランドを求める競争力が、戦略的な推進力になっている。極端に言えば、競争が、より伝統的な教育機関の価値、たとえば、自由な研究、多様化する学生人口に対応するアクセスと選択、社会に対する批判的論評などより、価値を持つことがあり得る。市場化を追求した結果、公共的利益に反して、適切なバランスを欠くというデメリットが生じる。つまり、教育機関はもはや、良く

教育を施した市民を生み出す役割を維持できず、他の市場化された組織でよく見られるように、アメリカ社会における特権的地位を失う恐れに直面するだろう。

3-2 機動性のエンジンとしての高等教育について

第二次世界大戦以降、アメリカ高等教育は大衆化（massification）、すなわち人生の全ての段階の学生へサービスを拡大する、というプロセスを経てきた。この努力の推進力は、社会的及び経済的な機動性を創り出すという教育の価値観、また、その道徳心、及び誰でも高等教育にアクセスできるという社会的価値に対する幅広い信念に起因している。以下の文章が、世間の認識を物語っている：低所得層出身の若者が学士号を取得すれば、卒業後に得られるであろう仕事の報酬及び種類は、より裕福な家庭環境出身の若者と同等である（Choy, 2002 年）。教育は、正に「偉大な平等化機能（great equalizer）」を有しうるのである。

高等教育の価値に対して、幅広く世間一般に認められているが、大衆化の過程で中傷がないわけではなかった。また、その道のりは遅く平坦ではなかった。1960 年代の公民権運動まで、高等教育は人種や民族のマイノリティを大多数受け入れることはしなかった。さらに、学費援助が多額となっているにもかかわらず、マイノリティと低所得層の学生は、差は縮まっているものの、依然として白人や中上位所得の学生と比べてカレッジの就学率が低い。アクセスの格差は緩和されてきたが、完全に平等になるまでには大きな問題が依然として存在している。低所得層の学生はカレッジ進学にあまり準備が整っておらず、入学後も、仕事及び家庭事情と、学業の両立を図らなければならない。

低所得層の学生の進学率を高め、入学後も成功を促進させるためには、アメリカ高等教育が直面する二つの最も重要な課題がある。こうした目標を達成する課題の一つは、アメリカ高等教育におけるその他の中心的信条、つまり市場競争と連邦政府コントロールからの開放、との衝突が起こりうるということである。たとえば、最も学業優秀な学生の獲得競争が起きている教育機関は、経済援助の必要のない学生に対して授業料割引を提供することが増えている。これは、経済援助が必要な低所得者から財源を奪っていることを意味する。同様に、教育機関は入学選抜方法をより厳しくすることで、教育市場における差別化を図ることもあるだろう。その場合、低所得層の学生の入学者は減少するだろう。アメリカの連邦政府の主要な役割は、競争による潜在的な負の効果を緩和させ、教育機関がそのミッションを堅守し、ニードベースの学費援助を施し、自身の教育機関のパフォーマンスを説明できるようにすることである。一方、教育機関が連邦政府のコントロールを拒むこと自体は、連邦政府の暴走をチェックする有用な役割を果たしている。従って、連邦政府の政策担当者は、手段よりも目的に重点を置き、コアの教学上の意思決定はほぼ教育機関自身の決定に委ねている。それにもかかわらず、アメリカ高等教育では、教育機関の競争的かつ意欲的性格と、重要な公共的目標を追求する政府の任務—全ての学生に対する幅広いアクセスと広範囲の成功が特に重要である—の利害相反関係が絶え間ない議論となっている。

3-3 他の最近の話題について

このセクションでは、アメリカ高等教育が直面している他の最近の課題を紹介する。その内容は全ての課題を網羅している訳ではないが、学界の指導者がどのような要因で眠れない夜を過ご

しているかを描写しているだろう。

教育機関形態の曖昧さ アメリカ高等教育は教育機関の多様性で知られている。しかし、多くの教育機関それぞれの違いを形成する特徴が色あせてきている。たとえば、ある州では、コミュニティカレッジは、高等教育の需要拡大に応じて 4 年制の学位を提供しようとしている。公立大学が多くの側面で私立化して来ており、その予算に占める州財源の割合は低下し、場合によっては 20%以下である。公立機関は、私立機関と同じ方法で、寄付を懇願して基金を構築することに励んでおり、州の監督においてより手続き上の自治を求めるようになっている。同時に、営利目的的教育機関は、以前であれば非営利目的的教育機関に積み立てられてきた公共の資金を獲得しようとしている。

学習活動の記録 アメリカの大学は、学部教育の有効性が外部で審査される機会が増えている。財源が厳しくなり授業料が高騰を続けている中、納税者と政策当局者は一学生とその親と同様に一教育への投資が本当に教育上の効果をどの程度生んでいるかを問いている。簡単に言えば、何をどれくらい学生が学んでいるかを知りたいのだ。そうした外部からの圧力により、教育機関は、学習内容を文書化し始めている。初等及び中等教育セクターでは、生徒が何を知るべきで何が出来ようになるかの基準に関する認定評価を通じて、学習内容を文書化しているが、高等教育も全く同様である。もちろん、高等教育機関において学生の学習内容を明らかにする挑戦は、そのカリキュラムの多様性ゆえに、非常な困難さが伴う。それにもかかわらず、高等教育の指導者は、各自の教育機関において、真の学習が行われているということを、何らかの方法で示そうと努めている。

学部教育の国際化 多くのアメリカの大学は、教育機関自体及びそのカリキュラムがより国際化し、学生が異文化に対する理解を広め、かつ深める経験を提供しようと学内全体で努力している。同時に、アメリカの教育機関は、海外の学生を教育する努力を続けているが、それは、キャンパスで学ぶのみならず、通信教育や海外でのサテライトプログラムが含まれる（但し、そのようなアメリカのクロスボーダー教育の全容は分かっていない）。しかし、最近のアメリカのビザ及び国土安全保障政策が変化し、国際学生のアメリカのシェアは縮小している。たとえば、英国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドの教育機関は、その政府の政策の後押しもあって、海外でのプレゼンスを高めている。結果的に、アメリカのカレッジ及びユニバーシティーに入学する国際学生数の伸びは緩やかになっている。

生産性と効率性の増大 コストを削減し、授業料上昇の伸びを抑え、より多くの学生を教えるプレッシャーがますます高まっているために、教育機関は、生産性と効率性を改善する方法を模索している。たとえば、事務運営方法を合理化することで経営の効率化を図っている。IT を駆使した教育方法を開発して、キャンパスに通う多くの学生と、通信教育を通じた幅広い社会にアクセスしようとしている。一方、多くの教育機関が、重要な戦略として、お互いに提携関係を結ぶことを始めている。たとえば、パートナーシップ制度で、中でも、共同の研究、購入契約、金融サービス、教学プログラムが挙げられる。このような提携は、各教育機関の能力を拡大させることに繋がる。具体的には、研究開発、授業、迅速な諸サービス；経済的なスケールメリット；

投資コストの削減；知識と技術取得へのアクセス；費用の削減である。

4. 終りに

多くの点で、アメリカ高等教育は世界で独特な存在である。その規模、教育機関及び学生の多様性、連邦政府の規制からの自由、市場の力に対する信頼という側面では、他国にない独自性を持っている。しかし、世界中の高等教育システムは、アメリカと同様に、多くの課題に直面しており、たとえば、大学独自奨学金を組み入れた授業料戦略の開発、学生の転籍を容易にする単位互換制度、学位プログラムの標準化を行っている。こうした課題に取り組んでいる他国にとっては、アメリカ高等教育を形成している基本的な信条—政府に頼らず、市場を信じ、社会移動を提供する入り口としての教育—および、市場の力、政府の介入と高いクオリティを備えた教育へのアクセスのバランスを保つ努力を絶えず行っているという事実は、参考になるであろう。

<参考文献>

- American Council on Education. (2001). *A brief guide to U.S. higher education*. Washington, DC: American Council on Education
- Anderson, E. (2002). *The new professoriate: Characteristics, contributions, and compensation*. Washington, DC: American Council on Education.
- Choy, S. (2002). *Access and persistence: Findings from 10 years of longitudinal studies of students*. Washington, DC: American Council on Education.
- College Board. (2003). *Trends in student aid: 2003*. New York: College Board.
- Council for Aid to Education. (2004). *Charitable giving to higher education stabilizes in 2003; Gifts from alumni rebound after a sharp one-year decline*. Santa Monica, CA: RAND Corporation, Council for Aid to Education.
- See <http://www.cae.org/content/pdf/2004FullPressReleaseVSE2003.pdf>.
- Eaton, J. (2000). *An overview of U.S. accreditation*. Washington, DC: Council for Higher Education Accreditation.
- Harvey, W. (2003). *Minorities in higher education: Annual status report*. Washington, DC: American Council on Education.
- King, J.E. (2004). *Choice of institution: Changing student attendance patterns in the 1990s*. ACE Issue Brief. Washington, DC: American Council on Education.
- U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics (2002a). *Findings from the condition of education 2002: Nontraditional undergraduates*. Washington, DC: Government Printing Office.
- U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics (2002b). *Profile of undergraduates at U.S. postsecondary institutions 1999-2000*. Washington, DC: Government Printing Office.
- U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics (2002c). *Student financing of graduate and first-professional education, 1999-2000*. Washington, DC: Government Printing Office.
- U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics (2003). *Digest of education statistics: 2002*. Washington, DC: Government Printing Office.

<著者紹介>

Peter D. Ecel

アメリカ教育協会・大学リーダー育成センター ディレクター

ペンシルベニア大学大学院の非常勤教授

南アフリカの高等教育改革センター、およびオーストリアのザルツブルグ研究所の特別研究員

専門：アメリカの大学におけるリーダーシップ論

ミシガン州立大学ジャーナリズム専攻卒

メリーランド州立大学カレッジパークにて大学生管理で修士号取得

同大学にて、大学生の教育方針、教育計画および管理で博士号取得

Jacqueline E. King

アメリカ教育協会・政策分析センター アシスタントバイスプレジデント

専門：高等教育における学生ファイナンス、および高等教育アクセス

メリーランド州立大学カレッジパークにて博士号取得